

徳島県告示第三百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

変更後 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

東京都港区西新橋一丁目五番八号

三 変更する日

令和七年七月一日